

## ●最近の話題

①建設業法上の金額要件の見直し	1
②社会保険の未加入対策	2
③標準見積書を活用した法定福利費の確保	4
④「建設リサイクル法」第11条に基づく通知の徹底	5
⑤現場見学会提案実施モデル工事	6
⑥完全週休2日実現モデル工事	7
⑦工事現場における環境改善 ～快適トイレ～	8
⑧ISO9001認証取得を活用した工事について	10
⑨第三者による品質証明制度について	11
⑩一部変更指示時における概算額の明示について	12
⑪その他(お願い事項)	13
⑫熱中症対策事例集	別紙

# ①技術者配置等にかかる金額要件の見直し(H28.4.1 閣議決定、H28.6.1施行)

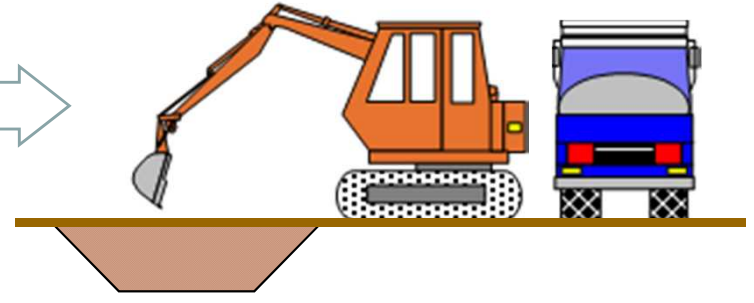
○物価上昇、消費税等を踏まえ、技術者の配置にかかる金額要件を見直します。

○工事現場毎に専任(=その工事にのみ従事すること)で技術者(監理技術者及び主任技術者)を配置しなければならない請負金額が変わります。

技術者



専任



2,500万円以上



3,500万円以上

※建築一式工事の場合は5,000万円以上→7,000万円以上

※施行後、全ての工事について改正後の基準を適用

○元請企業が、配置技術者を監理技術者としなければならない下請金額の合計が変わります。

元請企業



監理技術者



3,000万円以上



4,000万円以上

※建築一式工事の場合は4,500万以上→6,000万以上

【参考】 監理技術者 : 下請金額が大きい場合に主任技術者に代えて必要となる、技術力の高い技術者(1級施工管理技士等)  
 主任技術者 : 工事現場の施工の技術上の管理をつかさどる技術者(2級施工管理技士等)

## ②社会保険等未加入対策の強化（1）

### 【平成26年8月からの対策】

- ・ 工事を実施する元請業者・一次下請業者（下請契約3千万円以上）を社会保険等加入業者に限定
- ・ 未加入の一次下請業者（下請契約3千万円以上）と契約した場合、特別な事情がなければ、受注者（元請業者）に対し、当該下請金額の10%の制裁金の徴収、指名停止及び工事成績評定の減点を実施
- ・ 二次下請以下の未加入業者は、建設業許可部局へ通報（下請契約3千万円以上）

### 【平成27年8月からの対策】

- ・ 一次下請を社会保険等加入業者に限定する対策について、下請契約3千万円未満の工事においても試行

これらの取組に加えて、

### ●平成29年4月からの対策強化

- ① 二次下請以下についても、社会保険等加入業者に限定することを実施し、受注者（元請業者）に対し、30日の猶予期間内※での加入指導を求める（加入指導の事実が確認された場合、猶予期間の延長可）。

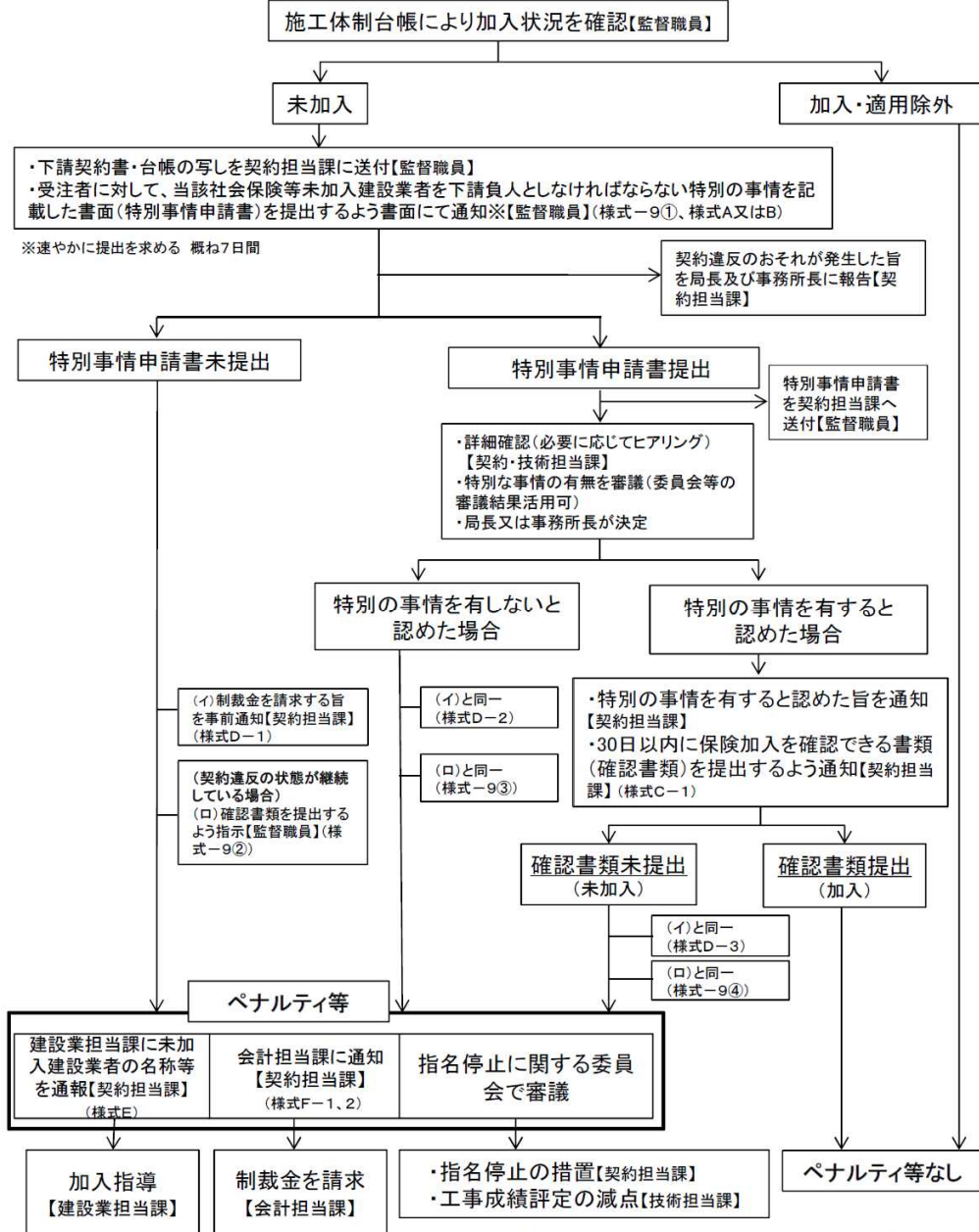
※猶予期間・・・社会保険等未加入業者である下請業者が直ちに工事の施工から排除されることのないよう、当該未加入業者に対して加入を促す期間

### 【平成29年10月から適用】

- ② ①の期間内に加入確認書類が提出されなかった場合、受注者（元請業者）に対し、制裁金（当該下請金額の5%）、指名停止及び工事成績評定の減点を実施。

# ②社会保険等未加入対策の強化（2）

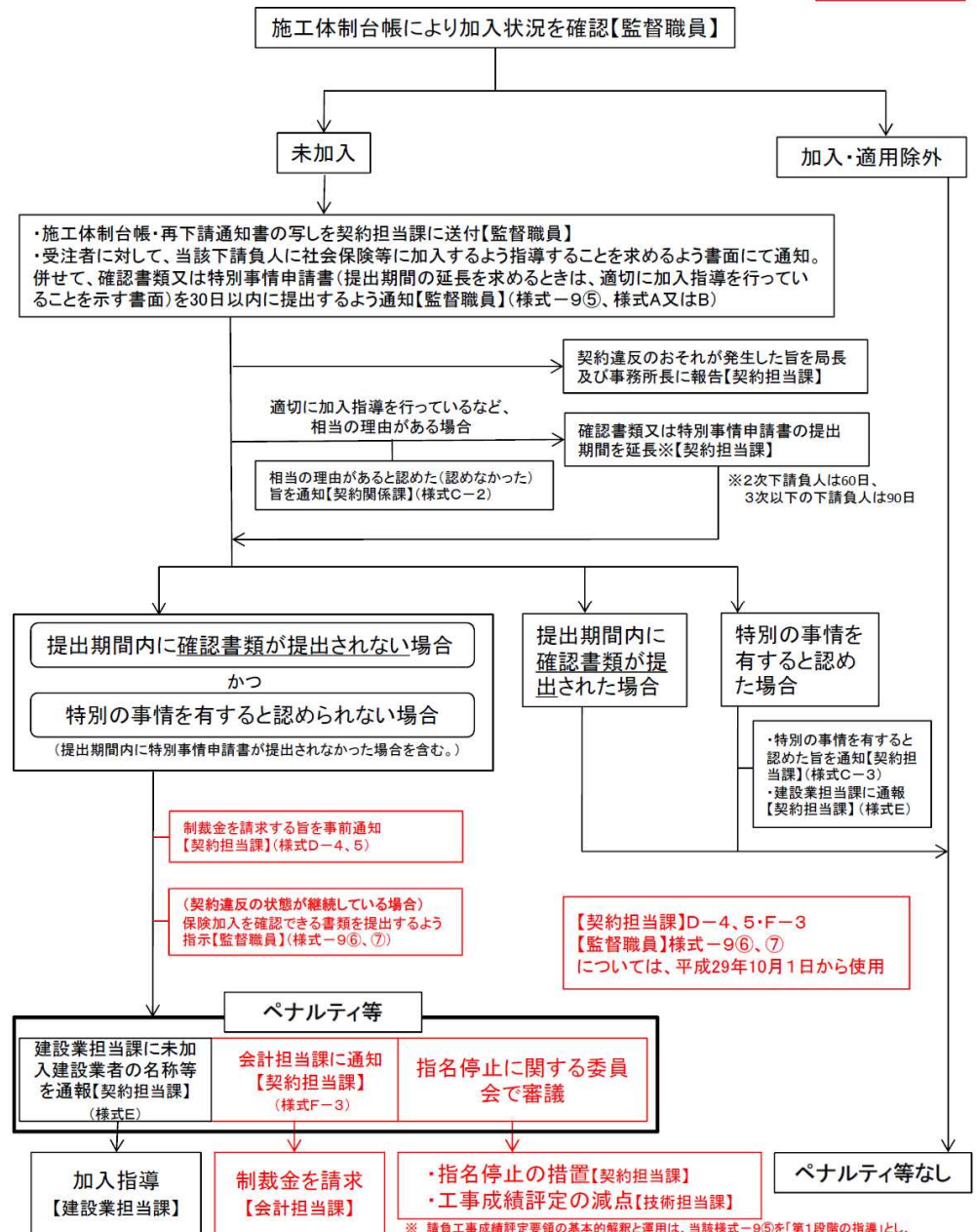
## 1-1 社会保険未加入対策手続フロー（1次下請）



※ 請負工事成績評定要領の基本的解釈と運用は、当該様式-9①を「第1段階の指導」とし、様式-9②～④を「第2段階の指導」として取り扱うものとする。

## 1-2 社会保険未加入対策手続フロー（2次下請以下）

赤字は、平成29年10月1日から適用



※ 請負工事成績評定要領の基本的解釈と運用は、当該様式-9⑤を「第1段階の指導」とし、様式-9⑥及び⑦を「第2段階の指導」として取り扱うものとする。

# ③標準見積書を活用した法定福利費の確保

社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を平成25年9月末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(平成25年9月26日)において申し合わせ)。

## 1. 問題意識

- 技能労働者の保険加入を進めるためには、法定福利費の確保が重要。
- これまでの取引慣行では、トン単価や平米単価による見積が一般的で、法定福利費がどのようになっているのかが下請も元請も把握できていない。
- このため、見積に当たって従来の総額単価だけではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示することで、必要な法定福利費を確保する。

## 2. 関係者の取組

### 【発注者】

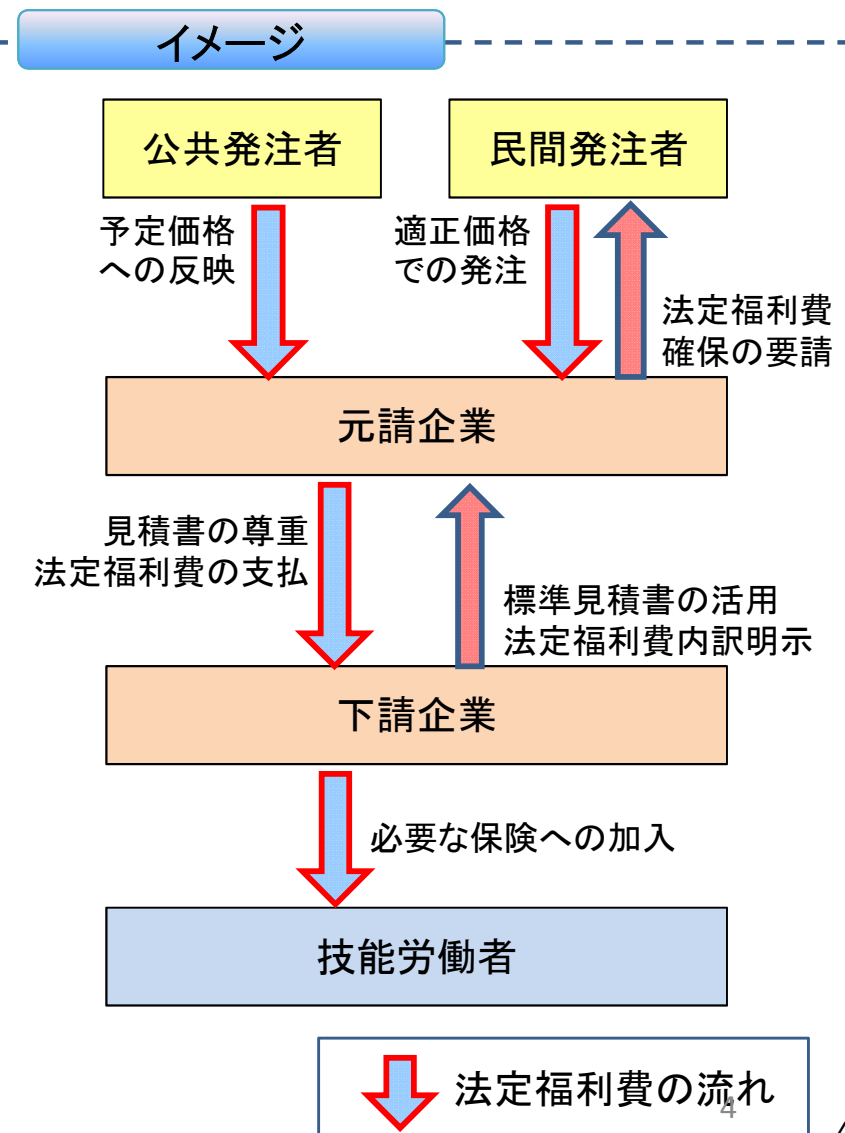
- 直轄工事においては、土木工事の現場管理费率式や建築工事の複合単価・市場単価(事業主負担分)、公共工事設計労務単価(本人負担分)において、労働者全員分の社会保険料を予定価格に反映。
- 国交省や総合工事業団体から、他省庁、地方公共団体、民間発注者等に対し、法定福利費を含む適正価格での発注を要請。

### 【元請企業】

- 専門工事業者に対し、法定福利費が内訳明示された見積書の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を支払い。

### 【下請企業】

- 標準見積書(専門工事業団体作成)の活用等により、法定福利費が内訳明示された見積書を元請企業に提出。
- 技能労働者を必要な保険に加入させる。



# ④「建設リサイクル法」第11条に基づく通知について(徹底依頼)

- 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」における対象建設工事については、同法第11条の規定により、通知に係る工事に着手する前までに、工事着手の時期、工程の概要等について都道府県知事等に通知しなければなりません。
- 対象建設工事において通知していない工事は法律違反となりますので「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の趣旨を十分に理解のうえ対応をお願いします。

## 【対象工事】

- 工事規模が基準値(表1)以上で、かつ特定建設資材(表2)の処分を行う工事
- 工事規模が基準値(表1)以上で、かつ特定建設資材(表2)を使用する工事

表1: 工事規模の基準値

工事の種類	基準値
建築物の解体	床面積の合計 80㎡
建築物の新築・増築	床面積の合計500㎡
建築物の修繕・模様替	請負代金額 1億円
その他(土木工事等)	請負代金額 500万円

表2: 特定建設資材

コンクリート
コンクリート及び鉄から成る建設資材
木材
アスファルト・コンクリート

## 【11条通知の徹底】

### ○建設リサイクル法第11条通知の徹底について(通知)

#### 1. 建設リサイクル法第11条通知完了連絡書の送付

第11条に基づく通知を行った後、発注者は受注者に通知完了連絡書を通知する。受注者は、通知完了連絡書を受領しなければ工事着手できない。

#### 2. チェックリスト及びマニュアルの活用

### ○建設リサイクル法第11条通知に係る運用

#### 1. 特記仕様書に、上記に関する条項を追加する。

## ⑤現場見学会提案実施モデル工事

○将来の担い手を対象に公共事業の効果を現場体験を通して伝え、建設産業の魅力を感じてもらい活躍の場として選択してもらうことを目的に、現場見学会の開催を契約事項として特記仕様書に盛り込むモデル工事を全国で初めて試行した。

工事名	施工場所	見学会日時	見学者	入札参加者数
いかるぎの大橋下部他工事	砺波市 砺波東BP	3月2日(水)13:10-14:40	庄東小学校 5年生 41名	12者
H27梯川天神輪中堤他工事	小松市天神町	12月8日(火)13~14:30	小松工業高校 建設科 2年生 40名	9者
新光町やすらぎ堤その3工事	新潟市新光町	(平成28年度)	(未定)	5者

### 見学会後のアンケート ～生徒からの意見～ (梯川輪中堤他工事)

・まず、建設業がどんな仕事なのか、ということが一番印象に残りました。  
今までは建物や道路を造る仕事だと思っていましたが、見学会で**街を「創る」仕事、人の安全を「守る」仕事だ**ということが一番印象に残っていて、今まで以上に建設業に興味を持ちました。

・やっぱり男の人中心の仕事なんだろうなと思っていたけど、可愛らしい小さな女性の現場監督さんがいて、**女性でも仕事の中心に立ったり、役に立ったりできるんだな**と思いました。ちょっと興味を持ちました。

・僕は父がきっかけで建設業に入りたいと思っていましたが、**自分の意思で改めて入りたい**と思いました。また、**建設業のイメージはこれからも良い方向に変わっていくもの**だと思いました。

・説明の際、プレゼンを読み上げるだけだったので、**もう少し資料を活用した具体的な説明が欲しかった。**



見学会の様子

## ⑥完全週休2日モデル工事（H29年度改訂予定）

### ■これまでの取り組み内容

【参考】※特記仕様書に明記

#### 工事円滑化推進会議

以下部会は、受発注者いずれでも開催の発議が可能

1. 施工条件確認部会
2. 照査結果検討部会
3. 工事・事業情報共有部会
4. 工程調整部会
5. 設計変更検討部会

二部会の開催を原則化

### ■H29年度の取り組み

工事工程の受発注者間の共有  
～週休2日推進～

積算基準等に基づく

※工期算定支援システム活用を原則

工期の設定根拠を特記仕様書で提示

施工条件確認部会と工程調整部会を開催

※ただし、受注者が開催を希望しない場合に限り、未開催を可とする

—

—

全ての工事

	(H27より継続:支援型) 完全週休2日実施支援モデル工事	(H28新規:工期調査型) 完全週休2日実現モデル工事
工期設定	積算基準等に基づく	準備期間を40日→77日に増 実工期の割増率の引き上げ等
入札段階	工期の設定根拠を 「見積もり参考資料」で提示	同左
契約後 段階	施工条件確認部会、ウィークリースタンス、 工程調整部会、ワンデーレスポンス、 代休ルールの設定	同左
成績評価	評価無し ペナルティ無し	実現できた場合に高く評価 ペナルティ無し
試行数	H27:4件 H28:15件	H28:5件

	週休2日実施支援モデル工事 (受注者希望)	週休2日実施支援モデル工事 (工程共有強化型)
工期設定	積算基準等に基づく ※工期算定支援システム活用を原則	同左
入札段階	工期の設定根拠を特記仕様書で提示	同左
契約後 段階	施工条件確認部会と工程調整部会を開催 ※モデル工事として希望した場合は開催必須 工程計画表(CCS等)に休日計画・実績を明記	同左 ※同左(開催、計画明記) 加えて、 <u>工程調整部会を1回/月以上開催</u>
間接費 の補正	達成(現場閉所・4週8休相当)できた場合に 設計変更にて補正計上	同左
成績評価	達成できた場合に評価 未達成の場合でもペナルティ無し	同左
対象数	60件程度を試行	20件程度を試行

注) 発注者指定型は、全国動向等を見て検討



## ⑦工事現場における環境改善 ～快適トイレ～

- 国土交通省では、建設現場において男女ともに働きやすい環境とするため、ワーク・ライフ・バランスを推進できる環境整備を進めてきたところです。
- 建設現場においても、女性技術者等に不評であったトイレについて、平成28年10月1日以降に入札手続きを開始する土木工事から「快適トイレ(女性も活用しやすいトイレ)」を原則化することとし、「快適トイレ」の標準仕様を決定しました。
- レンタルが中心の建設現場の仮設トイレが「快適トイレ」に変わることで、災害時に避難所等に持ち込まれる仮設トイレも変わるといった副次的効果も期待しています。

### これまでの取り組み

・快適トイレの設置件数

H27: 271件

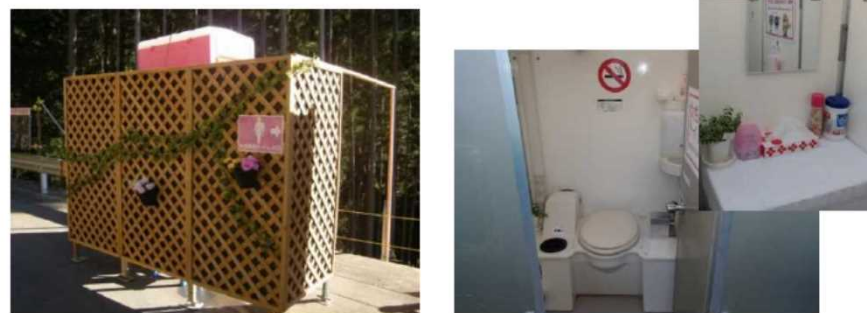
H28: 329件(平成29年2月時点)

平成29年度も継続し、原則、  
全ての工事に導入

これまでのトイレ



快適トイレ



# ⑦工事現場における環境改善 ～快適トイレ～

- 国土交通省では、建設現場において男女ともに働きやすい環境とするため、ワーク・ライフ・バランスを推進できる環境整備を進めてきたところです。
- 建設現場においても、女性技術者等に不評であったトイレについて、平成28年10月1日以降に入札手続きを開始する土木工事から「快適トイレ(女性も活用しやすいトイレ)」を原則化することとし、「快適トイレ」の標準仕様を決定しました。
- レンタルが中心の建設現場の仮設トイレが「快適トイレ」に変わることで、災害時に避難所等に持ち込まれる仮設トイレも変わるといった副次的効果も期待しています。

## 快適トイレの標準仕様

### 1. トイレに求める機能

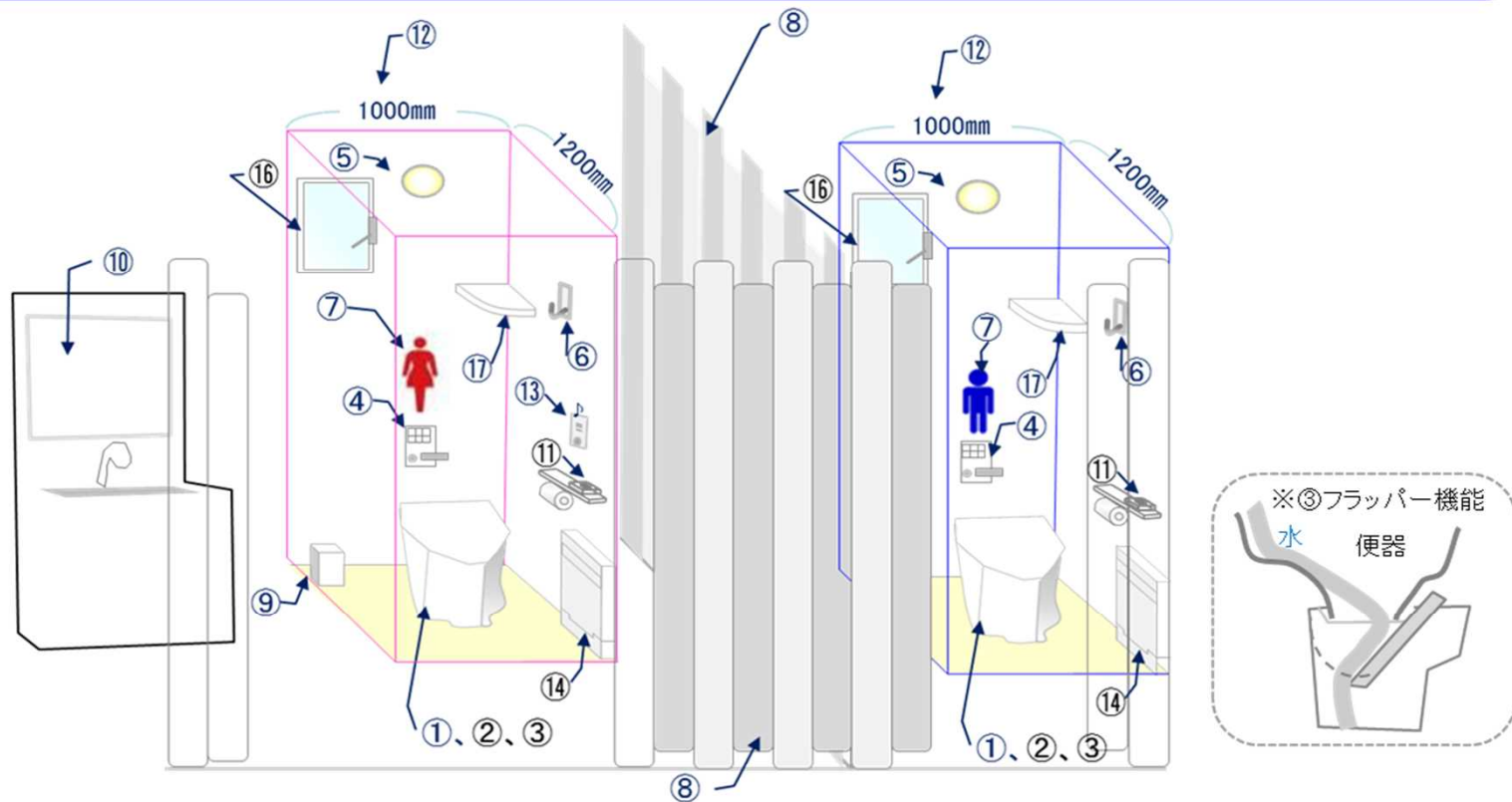
- ①洋式便座
- ②水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置を含む)
- ③臭い逆流防止機能(フラッパー機能)  
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取る  
こと)
- ④容易に開かない施錠機能(二重ロック等)  
(二重ロックの備えがなくても容易に開かない  
ことを製造者が説明出来るもの)
- ⑤照明設備(電源がなくても良いもの)
- ⑥衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場  
設備機能(耐荷重5kg以上)

### 2. 付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入  
口が直接見えないような配置等)
- ⑨サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)
- ⑩鏡付きの洗面台
- ⑪便座除菌シート等の衛生用品

### 3. 推奨する仕様、付属品

- ⑫室内寸法900×900mm以上(半畳程度以上)
- ⑬擬音装置
- ⑭着替え台(フィッティングボード等)
- ⑮フラッパー機能の多重化
- ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場)



※1及び2の項目は、必ず備えるものとし、3の項目は、無くても良いが、あればより快適に使用出来ると思われるもの  
 ※快適トイレに関する費用は、45,000円/基・月を上限に男女別で設置した場合は、2基まで費用計上します<sup>9</sup>  
 上限を超える費用については、受注者は、積算項目内の「現場環境改善費(率分)」にて計上可能とします

## ⑧ ISO9001 認証取得を活用した工事について

### 1. 実施の目的

- ◆ISO9001 認証を取得した請負者の品質マネジメントシステムに基づく自主的な品質管理業務を活用して、受発注者双方において品質管理業務の効率化を図る。
- ◆監督業務の一部を請負者の検査記録の確認に置き換えることで、工事の品質確保と 事業実施の一層の効率化を図る。

### 2. 実施の対象

- ◆一般競争入札工事: 重点監督工事を除く全工事
- ◆公募型指名競争入札工事、工事希望型指名競争入札工事: 重点監督工事を除く発注予定工事件数の合計の1割以上を抽出したもののうち、
  - ・請負者がISO9001 認証を取得している
  - ・請負者の工事成績が全般的に良好である
  - ・ISO9001 活用工事とすることを請負者が希望し、発注者が承認したもの

### 3. ISO9001 活用工事と従来工事との比較

従来工事	ISO活用工事
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「指定材料の確認」</li> <li>・「段階確認」</li> <li>・「工事施工の立会い」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、請負者が行う検査記録の確認に置き換える。</li> </ul>

#### 【ポイント】

- ・監督業務の効率化の主旨から受発注者の監督業務に要する時間が従来の監督業務に比べて、効率化できるように実施します。

#### 【監督項目別の段階確認方法】

監督項目	段階確認方法
1. 掘削長さ、支持地盤等設計変更に関する項目	通常の段階確認を実施すること
2. 事前に試験矢板又は試験杭の試行を伴う項目	通常の段階確認を実施すること。ただし、試験矢板又は試験杭の施工以降の矢板及び杭の施工については、適当な時期に請負者の検査記録の一部を抽出して確認すること
3. 段階確認一覧の「確認の程度」の欄において「1回/1工事」「1回/1構造物」等と定められている項目	適当な時期に請負者の検査記録を確認すること
4. 鉄筋組立てに関する項目	段階確認一覧に定める「確認の程度」の半分を頻度で通常の段階確認を実施すること
5. その他の項目	適当な時期に請負者の検査記録の一部を抽出して確認すること

# ⑨第三者による品質証明制度について

## 制度の概要

本制度は、今後の品質確保の方向として、従来、発注者による監督・検査業務や受注者による品質管理として段階的に実施してきた施工管理に代えて、工事実施状況など現場における**施工プロセスを臨場により確認**することにより、**工事の品質確保**と発注者、受注者双方の**業務の効率化を図る**こととし、そのために発注者、受注者以外の相当の技術力を有した第三者を活用した施工管理体制の確立を図るものである。

(試行の延長：平成31年3月31日まで)

## 制度の目的と効果

### ・品質の確保

現行の段階毎(言わば点)や抽出による確認から**施工プロセス(重要な施工段階の実施状況、品質・出来形の全数)**を臨場により確認する。

### ・施工の効率化とキャッシュフローの改善

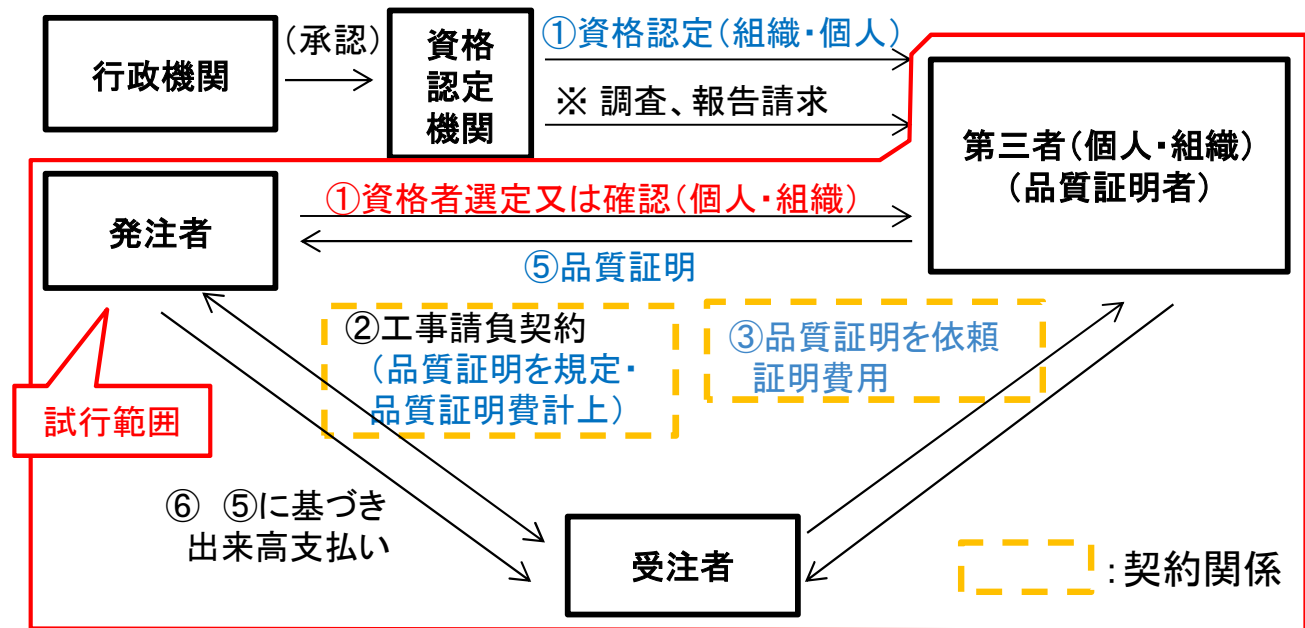
従来、発注者が実施していた監督業務での確認行為が省略されることから、**自主的な工程管理が促進**されるとともに、検査時の確認行為の簡素化による**施工写真の省略や検査書類作成等の負担の軽減**、出来高部分払いの促進による**キャッシュフローの改善**が図られる。

### ・監督、検査業務の効率化

発注者にとっては、第三者による品質証明により、従来から実施している**監督や検査業務の相当程度を第三者が行う確認に代える**こととなるため、業務の効率化が図られる。

## 制度のスキーム

### 受注者と契約した第三者による品質証明の流れ



※資格認定機関は、第三者の業務を調査する権限と必要に応じ業務内容の報告の請求権限を有する。

### 【試行内容】

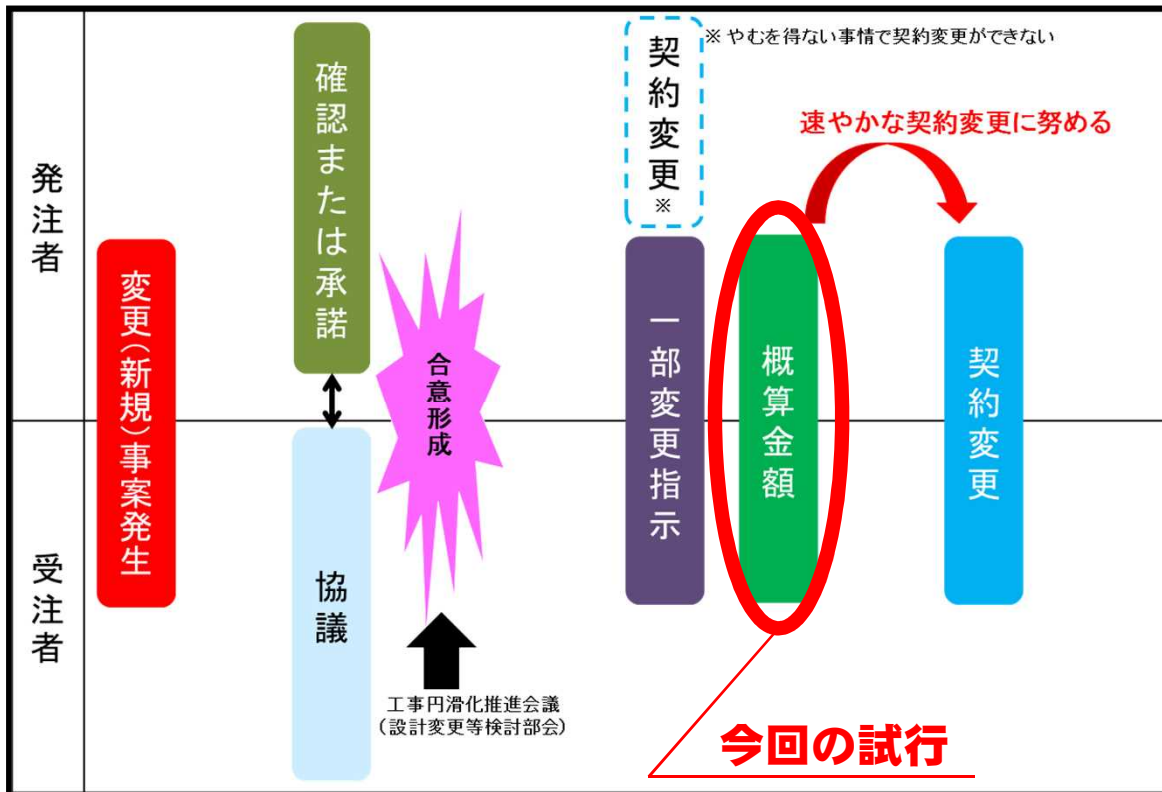
- ① 試行では、第三者(品質証明者)として、一定の資格(技術士・一級土木等の資格+技術者経験20年+現場経験)を有する者とする(①発注者があらかじめリストアップした者から施工者が選定)
- ② 受注者が選定した者を発注者が確認  
【北陸地整は、発注者が第三者のリストを作成して受注者に提示】
- ② 工事の請負契約時に、品質証明を規定するとともに証明費用を計上する
- ③ 受注者から第三者に品質証明を依頼し、費用を支払う
- ④ 品質証明者は、品質証明チェックシートに基づき施工プロセスの確認を実施する
- ⑤ 品質証明者は、受注者及び発注者に品質証明を行う
- ⑥ 発注者は、監督、検査に⑤の証明を活用し、業務の効率化と出来高部分払いの推進を図る

# ⑩一部変更指示時における概算額の明示について（H28.4～試行）

## （背景）

- 平成26年6月の改正品確法において、発注者責務として、適切な設計変更が明確化。
- 施行内容の一部変更指示書（以下「指示書」という）の後、速やかに契約変更されない場合、受注者の適切な下請負契約に支障が生じているものがあると、各種業界団体から意見あり。
- そのため、やむを得ず発出した指示書における新規工種について、概算金額（直接工事費）を明示する取り組みを試行することにより、課題等を明確にし、さらなる設計変更の適切化に努める。

## （具体的な流れ）



## （試行の内容）

- 試行対象は、原則、新規契約案件とするが、発注者発議で既契約工事を対象とすることができる。（1～2件／事務所）
- 指示書を発出する際に、概算金額（直工及び共通仮設費「積上分のみ」）を明示。
- 概算金額を明示するものは、新規工種（官積100%となるもの）とする。
- 試行結果についてフォロー調査を行う。

- 現在までの実施状況  
試行対象28工事のうち14工事で概算額を明示

## ⑪その 他(お願い事項)

- 施工体制全国一斉点検
- 諸経費動向調査

# 施工体制の一斉点検について

国土交通省では、施工体制の点検要領等を定め、各工事を担当する監督職員によって日頃から施工体制の点検を行っているところですが、適正化法(平成13年4月施行)の趣旨の徹底をより一層図るため、平成14年度より毎年工事が本格化する期間に、稼働中の国土交通省直轄工事を対象に「施工体制に関する全国一斉点検」を実施しています。

## ■〈全国一斉点検実施方法〉

### (1)点検時期

工事が本格化する10月から12月を全国一斉点検期間とし、期間内に任意の実施日を定めて実施する。

### (2)点検対象工事

平成28年5月31日以前契約工事では請負金額が2,500万円以上(建築工事においては5,000万円以上)、**平成28年6月1日以降契約工事では請負金額が3,500万円以上(建築工事においては7,000万円以上)**の稼働中の工事の一部について点検を実施(監督体制強化(重点監督)対象工事及び低入札価格調査対象工事を含む)。なお、低入札価格調査対象工事については稼働中の工事(平成28年5月31日以前契約工事では請負額2,500万円(建築工事においては5,000万円)未満を除く、**平成28年6月1日以降契約工事では請負額3,500万円(建築工事においては7,000万円)未満を除く**)の全てを点検対象とする。

### (3)点検内容

〈基本点検〉[1]監理技術者等の配置状況、[2]施工体制台帳等の備え付け状況、[3]下請契約の締結状況

〈一括下請点検〉[1]元請負業者の下請施工の関与状況、[2]紛らわしい施工体系の点検

〈下請業者点検〉[1]下請の主任技術者の配置状況、[2]下請の主任技術者へのヒアリング

## ■平成27年度における点検結果(北陸地方整備局管内)

- ①建設業法違反により許可部局へ通知が必要となる工事はなし。(平成26年度点検と同様)
- ②点検実施した工事のうち5工事6件(平成25年度3件)の工事で軽微な改善すべき事項有り
  - (Ⅰ)基本点検 3工事(平成26年度3工事)
 

明確な工事内容で下請契約が行われていない等。
  - (Ⅱ)一括下請に関する点検 3工事(平成26年度該当無し)
 

元請業者が下請施工の品質及び出来形確認を行っていることが一部確認できない等。

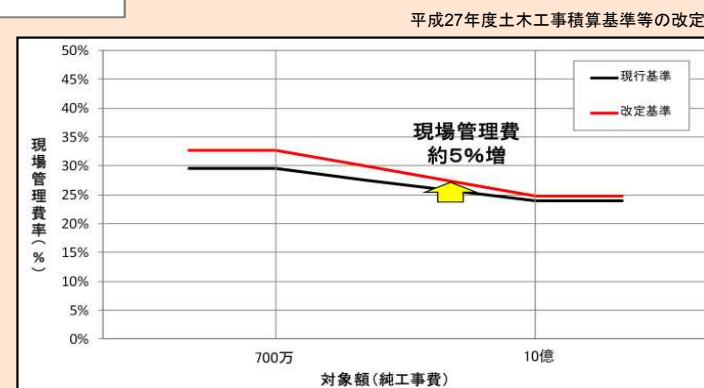
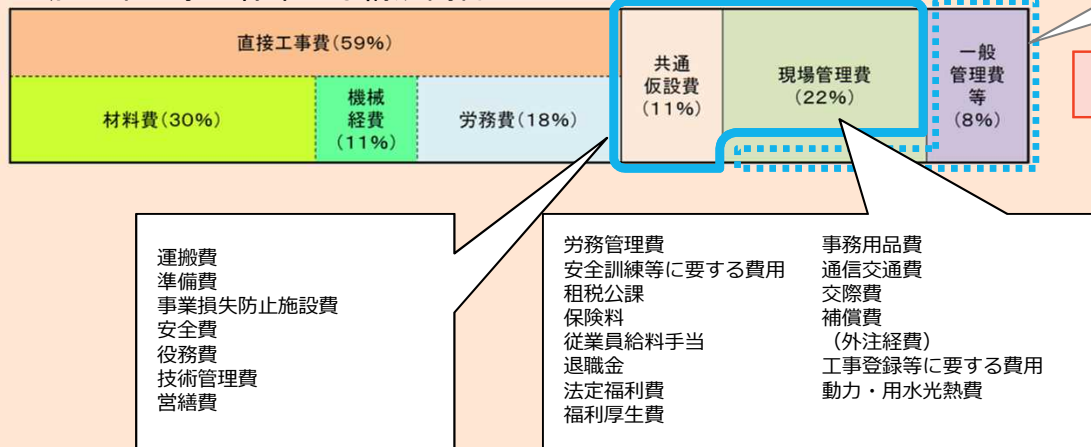


# 諸経費動向調査について

## 調査内容と目的

実際の現場で共通仮設費・現場管理費がどれだけ必要なのかを調べ、積算基準に反映するための調査です。

### 一般土木工事の標準的な構成割合



現行の率式と乖離があれば  
間接費の改定を行い、官積に反映する

## 品確法と建設業法・入契法等の一体的改正について (H26.6.4 交付・施行)

改正品確法では「発注者の責務」の1つとして**担い手の育成及び確保**に配慮した予定価格の作成が定められています。本調査は積算基準に施工の実態等を積算に反映し、適正な利潤の確保につなげる重要な調査ですので、事実をありのままに記載をして下さい。



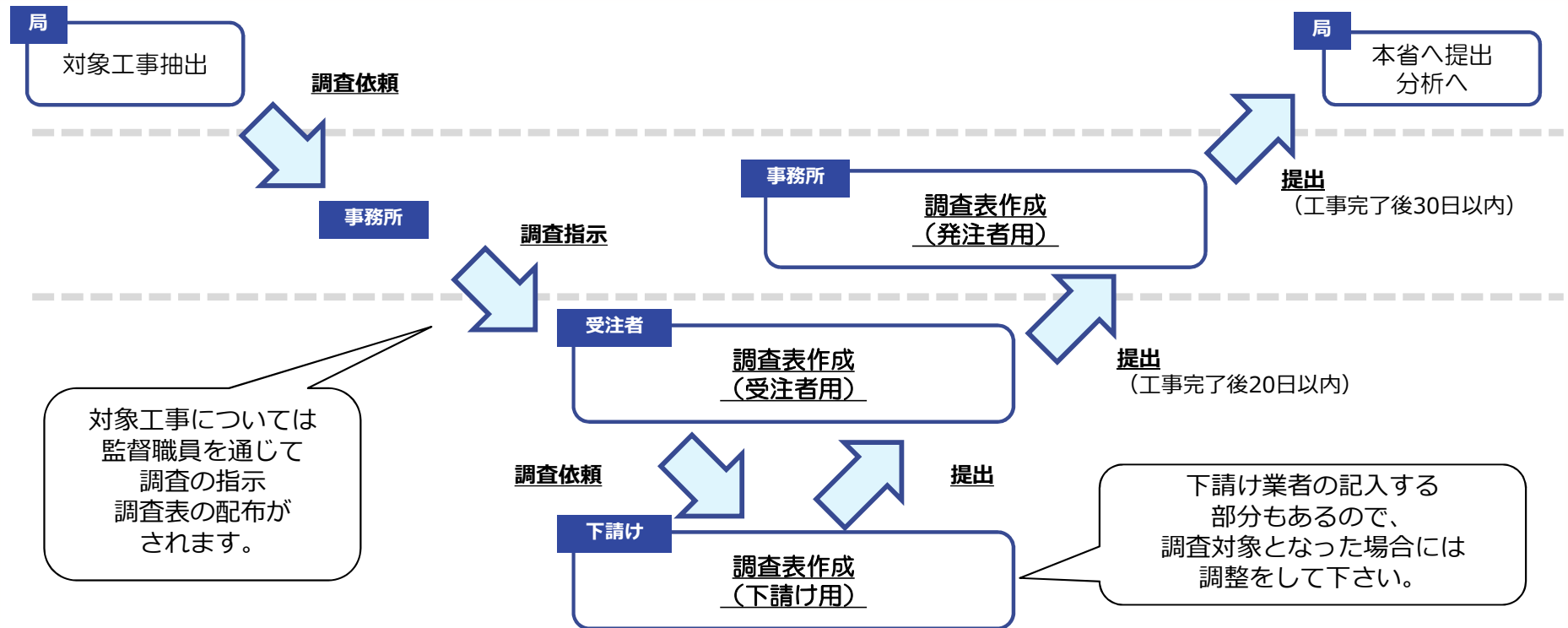
# 諸経費動向調査について

## 調査の対象

調査年度の竣工予定工事を対象とし、

- ① **工種・価格帯ごとに一定数を確保**するように対象工事を抽出しています。
- ② 件数の少ない 海岸・橋梁・トンネル・公園・電線共同溝工事については全工事が対象です。
- ③ 政令指定都市のD I D地区での工事は全工事が対象
- ④ **点在積算・見積活用型積算方式**での工事は全工事が対象

## 調査フロー



# 諸経費動向調査について

## 調査にあたっての注意点

### 調査表への記入

#### 「確認」シート

元請：未入力・エラーの確認			下請：未入力・エラーの確認		
シート名	未入力の件数	エラーの件数	シート名	未入力の件数	エラーの件数
一般事項	0	0	A-①票	0	0
工期	0	0			
施工分散	0	0			
A-1票	1	0			
A-1'票	0	0			

未入力・エラーがないかチェック  
ある場合には修正をお願いします。

#### 「工事費」シート

Ⅲ 工事費内訳 (注)消費税抜きで記入してください 金額単位:千円

費目	元請+ 元請外注	元請	元請外注 合計	1	2	3	4
① 直接工事費	179,859	65,200	114,659	1,350	330	26,800	1,384
② 間接工事費	76,412	36,866	39,546	940	370	8,300	1,316
(1) 共通仮設費	14,665	12,240	2,425	0	0	955	0
(2) 補償費	0	0	0	0	0	0	0
(3) 現場管理費	61,747	24,626	37,121	940	370	7,345	1,316
レ 外注一般管理費等	14,600		14,600	694	146	2,753	441
(4) 機器間接費	0	0	0	0	0	0	0
イ 技術者間接費 (電気通信設備工事の場合)	0	0	0	0	0	0	0
ロ 機器管理費 (電気通信設備工事の場合)	0	0	0	0	0	0	0
(注) ④の「一般管理費等」は、外注一般管理費等の自動計算値)		159,977	159,977	694	146	2,753	441
④ 一般管理費等	自動計算値 = -38	-38	-38				
⑤ 銅線等工事製作費 (電気通信設備工事の場合は、機器単体費)	5,767	0	5,767	0	0	0	0
⑥ 別途調査等工事価格	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 工事価格	262,000	262,000	159,977	2,290	700	35,100	2,700
⑧ 消費税相当額(下請欄は、下請工事価格の自動計)	20,960	20,960	2,290	2,290	700	35,100	2,700
⑨ 工事請負金額	282,960	282,960					

元請の一般管理費等  
下請の外注一般管理費等をチェック

契約額と調査表に記入された各項目の費用との差額が表示されています。

極端に大きい・極端に小さい：  
二重計上や計上漏れ、  
桁間違い、千円単位になっていない

間違いがないか確認をお願いします。

# 諸経費動向調査について

## 提出後

提出後、発注者用調査表（官積算額）との比較をして、必要に応じて聞き取り調査が行われます。  
開きがある場合、入力ミスはないか なにか理由があるか等が確認されます。

確認結果の例)

- |         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| ・ 共通仮設費 | 路上工事の日々回送で輸送費がかかった<br>安全施設の費用が多くかかった |
| ・ 現場管理費 | 工期延伸で従業員給料・手当がかさんだ                   |
| ・ 材料費   | 安価購入ができた                             |
| ・ 労務費   | 施工環境が良く、効率よく作業できた                    |

## 調査表への記入について不明な事がある

調査表には入カマニュアルも添付されています。  
不明な点があれば確認をしてみてください。

それでも不明な事があれば

北陸地方整備局 企画部 技術管理課

（電話：025-370-6702 F A X：025-280-8861）までお問い合わせ下さい。

ご不明な点があれば  
お問合せください

